

平成 29 年 10 月 6 日

お客さま 各位

帯 広 信 用 金 庫

キャッシュカードによる ATM 振込の一部利用制限について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今の振り込め詐欺被害が多発するなか、特に、キャッシュカードによる振り込みに不慣れなご高齢のお客さまを ATM に誘導し、預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しています。

当金庫では、警察からの要請もあり、こうしたお客さまの還付金詐欺等の被害を未然に防止するために、下記のとおりキャッシュカードによる ATM 振込取引を一部制限させていただきます。

お客さまには、ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 制限対象となるお客さま

70 歳以上のお客さまのうち、過去 3 年間キャッシュカードによる ATM 振込取引を利用されたことのないお客さま

2. ATM 振込取引の制限内容

ATM 振込限度額を「0（ゼロ）円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによる ATM 振込取引ができなくなります。

3. 開始日

平成 29 年 11 月 20 日

4. その他

(1) 制限対象となるお客さまがキャッシュカードによる ATM での振込取引を希望される場合は、平日の営業時間内に、お届印・キャッシュカード・ご本人確認書類（運転免許証など）を当金庫窓口にご提示のうえお申し出ください。

(2) 現在対象外のお客様につきましても、上記 1.「制限対象となるお客さま」に該当するようになった時点で利用制限が開始されますのでご注意ください。

なお、キャッシュカードによるお預入れ、お引出しは従来どおりご利用いただけます。

以上

キャッシュカードによる ATM 振込の 一部利用制限について

＜特殊詐欺防止へのご協力のお願い＞

ATM 振込を中心とした還付金詐欺等、特殊詐欺が増加傾向にある中、ご高齢のお客様が被害にあわれるケースが多いことから、当金庫キャッシュカードを使用した ATM 振込について、平成 29 年 11 月 20 日（月）より下記の通りのお取扱いとさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

対象となるお客さま

70 歳以上のお客さまのうち、過去 3 年間キャッシュカードによる ATM 振込のお取扱いがない方

お取扱い内容

対象となるお客さまの、キャッシュカードによる ATM 振込限度額を 0 円 に設定させていただきます。

※キャッシュカードによる ATM での振込取引を希望される場合は、平日の営業時間内に、お届印・キャッシュカード・本人確認書類（運転免許証など）を当金庫窓口にご提示のうえお申し出ください。